

ロシア連邦

連邦法

連邦法「ロシア連邦における外国人の法的地位について」の改正について

国家院（下院）採択

2026年7月8日

連邦院（上院）承認

2026年7月17日

第1条

2002年7月25日付連邦法第115-FZ号「ロシア連邦における外国人の法的地位について」（ロシア連邦法令集、2002、No. 30、掲載番号3032；2003、No. 46、掲載番号4437；2004、No. 35、掲載番号3607；2006、No. 30、掲載番号3286；2007、No. 1、掲載番号21；No. 49、掲載番号6071；2008、No. 19、掲載番号2094；No. 30、掲載番号3616；2009、No. 19、掲載番号2283；No. 23、掲載番号2760；No. 26、掲載番号3125；2010、No. 21、掲載番号2524；No. 30、掲載番号4011；No. 31、掲載番号4196；No. 40、掲載番号4969；No. 52、掲載番号7000；2011、No. 1、掲載番号29、50；No. 13、掲載番号1689；No. 17、掲載番号2321；No. 27、掲載番号3880；No. 49、掲載番号7043、7061；No. 50、掲載番号7342、7352；2012、No. 31、掲載番号4322；No. 50、掲載番号6967；No. 53、掲載番号7645；2013、No. 19、掲載番号2309；No. 23、掲載番号2866；No. 27、掲載番号3461、3477；No. 30、掲載番号4036、4037、4040、4057、4081；No. 52、掲載番号6949、6951、6954、6955；2014、No. 16、掲載番号1828、1831；No. 19、掲載番号2311、2332；No. 26、掲載番号3370；No. 30、掲載番号4231、4233；No. 48、掲載番号6638、6659；No. 49、掲載番号6918；No. 52、掲載番号7557；2015、No. 1、掲載番号61、72；No. 10、掲載番号1426；No. 21、掲載番号2984；No. 27、掲載番号3951、3990、3993；No. 29、掲載番号4339、4356；No. 48、掲載番号6709；2016、No. 1、掲載番号58、86；2017、No. 17、掲載番号2459；No. 24、掲載番号3480；No. 31、掲載番号4765；2018、No. 1、掲載番号77、82；No. 27、掲載番号3951；No. 53、掲載番号8433、8454；2019、No. 18、掲載番号2224；No. 23、掲載番号2904；No. 25、掲載番号3164、3165；No. 31、掲載番号4416；2020、No. 6、掲載番号595；No. 15、掲載番号2242；No. 17、掲載番号2713；No. 31、掲載番号5027；No. 42、掲載番号6516；2021、No. 1、掲載番号56；No. 9、掲載番号1469、1475；No. 27、掲載番号5098、5102、5171、5179、5185；2022、No. 14、掲載番号2200；No. 27、掲載番号4608；No. 29、掲載番号5204、5238、5324；2023、No. 25、掲載番号4404；No. 29、掲載番号5334；2024、No. 1、掲載番号29；No. 33、掲載番号4949、4956；No. 44、掲載番号6498；No. 53、掲載番号8527；2025、No. 21、掲載番号2542；No. 31、掲載番号4683；2026、No. 24、掲載番号3094；No. 26、掲載番号3459）に以下の変更を加える：

1）第4条の第3項に以下を内容とする第2～5段落を追加する：

「ロシア連邦において労働活動を行う外国人は、自らおよびロシア連邦領内に滞在（居住）し、かつ自らの扶養のもとにある家族の生計を、当該外国人がその領域内で労働活動を行うロシア連邦構成主体の最高行政機関の法規文書によって該当する暦年に対して定められている住民1人当たり最低生活費（以下、本連邦法においては、「最低生活費」）を自らおよびロシア連邦において自らの扶養のもとにある家族の各成員について算出した値に地域係数を乗じた額以上の水準で維持しなければならない。

外国人が同時に2つ以上のロシア連邦構成主体の領域内で労働活動を行う場合、本項第2段落が定める義

務の履行に際しては、それらのロシア連邦構成主体において定められている最低生活費のうち最も金額の大きいものを基準とする。

本連邦法においては、地域係数とは、最低生活費に対する割増係数のことであり、該当する暦年に対してロシア連邦構成主体の法がこれを定める。ロシア連邦構成主体の法で対象の暦年に対して地域係数が定められていない場合、または1を下回る値として定められている場合、その値は1とする。

本連邦法において、最低生活費に地域係数を乗じた額は、ロシア連邦における社会的、経済的、人口動態学的、環境的およびその他の社会プロセスに関する公式の統計情報の構築を管轄する連邦行政機関が、内務分野の連邦行政機関に、上記両機関が定めた手順にしたがって提出した情報に依拠した、最も近い暦年におけるそれぞれのロシア連邦構成主体の経済全体における全組織の従業員の月平均名目額面賃金額を超えてはならない。」。

2) 第4条の1において：

a) 第1項に以下を内容とする第4号を追加する：

「4) 本連邦法に定める場合における、本連邦法第13条第13項にしたがって提出された外国人が受け取った所得額に関する情報にもとづく所得の有無、ロシア連邦税法典第227条の1に定める手順による個人所得税の定額前払い納付、および外国人の所得の水準の検証の実施。」；

b) 第3項に以下を内容とする第2段落を追加する：

「本条第1項および第2項に掲げる個々の権限の行使にあたり、内務分野の連邦行政機関、その地方機関および国外代表部（代表者）に管轄下企業が協力する場合には、当該管轄下企業に国家情報リソース『外国人デジタル・プロファイル』に掲載されている情報へのアクセス権が与えられる。」；

c) 第4項に以下を内容とする第5段落を追加する：

「本条第1項に掲げる個々の権限の行使にあたり、内務分野の連邦行政機関の地方機関に管轄機関が協力する場合には、当該管轄機関に国家情報リソース『外国人デジタル・プロファイル』に掲載されている情報へのアクセス権が与えられる。」；

3) 第5条において：

a) 第4項に以下を内容とする第3段落を追加する：

「外国人のロシア連邦における一時滞在期間を短縮する旨の決定が下された場合には、当該外国人、ならびに当該外国人との間に労働契約もしくは役務の履行（サービスの提供）に対する民事契約を締結している雇用主もしくは役務（サービス）発注者は、本項第2段落に定める手順にしたがって、当該の決定に関する通知を受ける。」；

b) 第5項において：

第2段落を以下の版に変更する：

「外国人のロシア連邦における一時滞在期間は、本連邦法が定める場合をのぞき、本連邦法第13条の3にもとづき当該外国人に対する労働パテントが交付された、労働パテントの有効期限が延長された、または労働パテントが再発行された場合に、延長される。労働パテントにもとづいて労働活動を行う外国人の子（養子または被後見人〔被保佐人〕を含む）である18歳未満の外国人のロシア連邦における一時滞在期間は、その者が上記外国人の扶養のもとにあることを条件として、扶養者である外国人がロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがった、本段落に掲げる自らの子の各人を考慮に入れての、個人所得税の定額前払い納付を行っている場合には、扶養者である外国人に対して交付（延長、再発行）された労働パテントの有効期間の分、ただし、当該の者が18歳に達するまでの間のみ、延長される。本段落に掲げる外国人は、ロシア

連邦に滞在（居住）するための他の法的根拠を有する場合をのぞき、18歳に到達してから30日以内にロシア連邦から退去しなければならない、または本連邦法第13条の3第2項に定める手順にしたがって、本連邦法第13条の3第2項第7号に掲げる文書の提出なしに当該の期限内に労働パテント交付申請書の提出を行いかつロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがって個人所得税の定額前払い納付を行わなければならない。」；

第5段落を以下の版に変更する：

「外国人が有する労働パテントの有効期限が延長されなかったか、または外国人に対して交付された労働パテントが取り消された場合、当該の外国人は、本項第2段落に掲げる18歳未満の子とともに、それらの者がロシア連邦に一時的に滞在するための他の法的根拠を有していないかぎり、15日以内にロシア連邦から退去しなければならない。」；

以下を内容とする第6段落を追加する：

「外国人が有する労働許可証の有効期限が延長されなかったか、または外国人に対して交付された労働許可証が取り消された場合、当該の外国人は、その者がロシア連邦に一時的に滞在するための他の法的根拠を有していないかぎり、15日以内にロシア連邦から退去しなければならない。」；

c) 以下を内容とする第9項の1を追加する：

「9の1. 本連邦法またはロシア連邦の国際条約にもとづき、労働許可証または労働パテントを有せずにロシア連邦において労働活動を行う外国人が、法人もしくは個人事業主もしくは民間公証人、弁護士事務所を設立した弁護士、または連邦法にもとづきその職業活動が国家登録および（もしくは）許認可の対象とされているその他の者である雇用主もしくは役務（サービス）発注者との間で締結した労働契約もしくは役務の履行（サービスの提供）に関する民事契約から生じる関係が存在しないこと（当該外国人について本連邦法第13条第13項にしたがい提出された所得額に関する情報がないことから導き出される）にもとづいて、ならびに当該情報にもとづく外国人の労働活動からの所得額が、その月平均額（当該外国人がロシア連邦において労働活動を行った暦年中の月数〔満1カ月に満たない月を含む。〕にもとづく月平均額）において、当該外国人およびロシア連邦においてその扶養のもとにある家族の各成員に対して算定した最低生活費に地域係数を乗じた額より小さい場合には、本項第3段落に定める検証の結果にもとづき当該状況が確認された時点で労働契約または民事契約は終了したものとみなされ、かつ本連邦法第4条第3項第2段落の規定を考慮して、当該外国人およびその家族のロシア連邦における一時滞在期間は、内務分野の連邦行政機関が承認する手順にしたがって短縮される。本段落に掲げる外国人の家族成員が、当該外国人とその配偶者とともに同時に扶養されており、かつ当該の配偶者のそれぞれについて、本段落に掲げる受取り所得額に関する情報が得られている場合は、本段落が定める、外国人の労働活動からの所得額に関する条件は、両配偶者の所得の合計の家族各成員あたりの額もとづいて検証される。本段落の規定はまた、特別税制度「専門職所得税」の適用を受けている外国人の場合においても、当該税制度の枠内で外国人が労働活動の実施から得た所得に対して適用される。

本連邦法またはロシア連邦の国際条約にもとづいて、労働許可証または労働パテントを有せずに、ロシア連邦において、もっぱら自然人の元で、個人的、家事上およびその他の企業活動の実施とは無関係の同様のニーズを満たすための労働活動を実施する外国人に関して、暦年中で当該の活動を行った各月（1カ月に満たない月を含む）について、ロシア連邦税法第227条の1に定める手順にもとづくロシア連邦においてその者の扶養のもとにある家族の各成員を考慮に入れたうえでの個人所得税の定額前払い納付が行われていないという事実を根拠として、当該の労働活動の根拠とされる労働契約または民事契約は、本項第3段落に定める検証の結果にもとづいて当該状況が確認された時点で終了したものとみなされ、かつ、当該外国人およびその家族のロシア連邦における一時滞在期間は、内務分野の連邦行政機関が承認した手順にしたがって短縮される。本段落の規定は、特別税制度「専門職所得税」の適用を受けている外国人に対しては適用されない。

内務分野の連邦行政機関の地方機関は、本項に定める、外国人の所得の有無、その所得の水準、または個人所得税の定額前払い納付の事実という形での根拠を検証する。内務分野の連邦行政機関の地方機関が当該の検証を実施する手順および期間は、内務分野の連邦行政機関がこれを承認する。

本項の規定は、連合国家の創設に関するロシア連邦の国際条約の締約国の国民および同人の家族に対しては適用されない。」；

4) 第6条において：

a) 以下を内容とする第5項の1を追加する：

「5の1. 外国人に対して一時居住許可証が交付されたのち、内務分野の連邦行政機関の地方機関は、当該許可証交付日翌日までに、国家移民登録情報システム上に存在する情報にもとづいて、当該外国人が税務機関に登録されているかどうかを確認する。一時居住許可証を取得した外国人について当該情報が存在していない場合、当該地方機関は、当該許可証交付日翌日までに、当該外国人の一時居住移民登録に関する情報を自らの所在地を管轄する税務機関に送付する。外国人に対して一時居住許可証が交付された時点で当該外国人の一時居住移民登録に関する情報が存在していなかった場合には、当該情報の税務機関への送付は、当該外国人の一時居住移民登録の日の翌日までに行う。税務機関は、外国人の税務機関への登録の日の翌日までに、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関に対して、外国人の税務機関への登録に関する情報を送付する。こうした情報交換は、統一省庁間電子連携システムおよびそれに接続される地域省庁間電子連携システムを用いて、または、個人データに関するロシア連邦の法が定める要求事項が遵守されることを条件として、電子的形態によるその他の方法で行う。」；

b) 第9項を以下の版に変更する：

「9. ロシア連邦に一時的に居住する外国人は、その者が一時居住許可証を取得した日から1年（以下、本条および本連邦法第7条においては、「対象期間」）が経過した日から2カ月以内に、自らがロシア連邦に居住していることを確認する通知書（以下、「居住確認通知書」）を、内務分野の連邦行政機関の地方機関に直接、または、本連邦法第11条第2項第3段落に定める場合をのぞいて当該外国人に一時居住許可証を交付したロシア連邦構成主体の領域内における居住地（居住地がない場合は滞在地）を管轄する管轄下企業もしくは管轄機関経由で、または統一国家・地方自治体サービスポータルを用いて電子文書の形で提出しなければならない。18歳未満の、または18歳に達していて行為能力を喪失しているもしくは制限されていると認められた外国人については、居住確認通知書の提出は、その者を扶養している親（養親、後見人、保佐人）が行う。

ロシア連邦に一時的に居住する外国人は、本条に別段の定めがないかぎり、次に掲げる文書のいずれか1つまたは複数、居住確認通知書に添付する：

雇用主から提供された、対象期間に当該外国人が受け取った所得額の証明書；

前暦年中における当該外国人の所得の額およびその支払元を証明する所得税申告書の写し。ただし、外国人は当該申告書の写しを内務分野の連邦行政機関の地方機関に対して提出しなくてもよい。その場合には、当該外国人の所得に関する情報は、居住確認通知書にもとづき統一省庁間電子連携システムを用いて税務機関に照会される；

ロシア連邦に一時的に居住する外国人が本連邦法第13条第8項の4にしたがって労働活動を行っている場合には、対象期間についての、ロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがった、当該外国人の扶養のもとにある家族の各成員を考慮しての個人所得税の定額前払い納付が行われていることを証明する文書；

当該外国人が、ロシア連邦領内に所在する銀行における預金（口座残高）の金利として前暦年中に受け取

った所得額（当該外国人の後見〔保佐〕のもとにある18歳未満の子の名義で開設されたこれらの銀行における名目口座にもとづく金利である所得をのぞく）を証明する文書。；

当該外国人がロシア企業における出資持分からの配当として前暦年中に受け取った所得、当該外国人が有価証券にもとづく利息（クーポン、割引）として前暦年中にロシア連邦において受け取った所得、ならびに当該外国人が有価証券にかかわるオペレーションおよび金融派生商品にかかわるオペレーションにもとづいて前暦年中にロシア連邦において受け取った、ロシア連邦税法典第214条の1、第214条の3および第214条の4に定める手順にしたがって正の値の財務結果であると算定された所得の金額を証明する文書；

当該外国人の所得であって、ロシア企業の経営機関（取締役会またはその他の類似の機関）メンバーとして前暦年中に取得した報酬その他のこれに類する支払金の金額を証明する文書；

当該外国人が、一時的労働不能の場合に対する、および母性保護に関連する強制社会保険の給付金（一時的労働不能手当、妊娠出産手当、月次育児手当、出産一時金）として前暦年中に受け取った所得額を証明する文書。

18歳未満の、または18歳に達していて行為能力を喪失しているもしくは制限されていると認められたロシア連邦に一時的に居住する外国人を扶養している親（養親、後見人、保佐人）は、本項第3段落、第4段落および第6～9段落に掲げる文書のうちのいずれか1つ、または当該の親（養親、後見人、保佐人）がこうした場合に考慮されるべき所得を得ている場合にはそれらにかかわる文書、またはロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがって、当該の被扶養外国人を考慮に入れた個人所得税の定額前払い納付を対象期間内に行っていることを証明する文書を、居住確認通知書に添付する。

本連邦法第7条第1項第8号第3～10段落および第1項の6に掲げるロシア連邦に一時的に居住する外国人は、本項第3段落、第4段落および第6～9段落に掲げる文書のうちのいずれか1つ、またはその者がこうした場合に考慮されるべき所得を得ている場合にはそれらにかかわる文書を、居住確認通知書に添付する。

税務機関は、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関、管轄下企業、または国家機関として設立された管轄機関の照会に応じて、統一省庁間電子連携システムを用いて、外国人が受け取った所得額に関する情報を提供する。この情報は、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関によって、本連邦法に定める目的にのみ利用されるものとし、諸連邦法に定める場合以外には開示されない。

内務分野の連邦行政機関の地方機関は、本連邦法第7条第1項第8号に定める、外国人の所得の有無および所得の水準を検証する。

ロシア連邦に一時的に居住する外国人が対象期間内に複数の雇用主のもとで労働活動を行った場合、所得額を確認するためには、本項第3～5段落に定める文書すべてを合算するものとする。

正当な理由がある場合には、外国人は、本項に掲げる文書、および所定の期限内に当該通知書の提出が不可能であることを証明する文書を添付して、より遅い期日で、ただし、一時居住許可証取得日から1年が経過した日から6カ月以内に、居住確認通知書の提出を行うことができる。これら文書は電子文書の形で提出してもよい。」；

5) 第6条の1において：

a) 第5項を失効したものとみなす；

b) 以下を内容とする第7項の1を追加する：

「7の1. 外国人に対して一時居住許可証が交付されたのち、内務分野の連邦行政機関の地方機関は、当該許可証交付日翌日までに、国家移民登録情報システム上に存在する情報にもとづいて、当該外国人が税務

機関に登録されているかどうかを確認する。一時居住許可証を取得した外国人について当該の情報が存在していない場合、当該地方機関は、当該許可証交付日翌日までに、当該外国人の一時居住移民登録に関する情報を自らの所在地を管轄する税務機関に送付する。外国人に対して一時居住許可証が交付された時点で当該外国人の一時居住移民登録に関する情報が存在していなかった場合には、当該情報の税務機関への送付は、当該外国人の一時居住移民登録の日の翌日までに行う。税務機関は、外国人の税務機関への登録の日の翌日までに、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関に対して、外国人の税務機関への登録に関する情報を送付する。こうした情報交換は、統一省庁間電子連携システムおよびそれに接続される地域省庁間電子連携システムを用いて、または、個人データに関するロシア連邦の法が定める要求事項が遵守されることを条件として、電子的形態によるその他の方法で行う。」；

6) 第7条において：

a) 第1項第8号を以下の版に変更する：

「8）一時居住許可証交付日から1年の間に、ロシア連邦の法の定める手順にしたがって労働活動および（もしくは）企業活動を行わなかった、ならびに（または）当該外国人がその1年の間に当該活動を行ったことによって得た所得および（もしくは）本連邦法第6条第9項第6～9段落に掲げる前暦年中における所得の額が、対象期間における月平均額において、当該外国人およびロシア連邦においてその者の扶養のもとにある家族の各成員に対して算定した最低生活費に地域係数を乗じた額より小さかった、ならびに（または）当該外国人が本連邦法第13条第8項の4にしたがって労働活動を行い、かつロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがった、ロシア連邦において自らの扶養のもとにある家族の各成員を考慮に入れての、個人所得税の定額前払い納付を行わなかった。

本号の効力は次に掲げる外国人には及ばない：

ロシア連邦の専門教育機関において対面教育方式によって修学中の者；

ロシア連邦の高等教育機関において対面教育方式によって修学中の者；

ロシア連邦の学術機関において対面教育方式によって修学中の者；

年金受給者である者；

労働不能と認められている者、および同人の18歳未満の子；

18歳未満の者または18歳に達していて、行為能力を喪失しているもしくは限定されていると認められた、ロシア連邦の国籍を有する親（養親、後見人、保佐人）に扶養されている者；

国籍を有している国または定住している国による破壊的ネオリベラルイデオロギー方針を強制する政策を受け入れないという動機にもとづいてこれらの国から居住のためにロシア連邦に移動したことに鑑みて、ならびにロシア連邦にとっての利益となる外国人と認められたことに鑑みて、ロシア連邦政府が承認した割当の枠外で一時居住許可証を取得した者；

連合国家の創設に関するロシア連邦の国際条約の締約国の国民および同人の家族；」；

b) 以下を内容とする第1項の9を追加する：

「1の9．対象期間中に自らの労働関係が終了し、その終了後3カ月以内の対象期間内に新たな雇用主の元で就労した外国人に対して交付されていた一時居住許可証は、対象期間内における労働活動実施期間について計算した同人の所得額が所定の要求を満たしているのであれば、本条第1項第8号に定める場合にも取り消されない。」；

7) 第8条において：

a) 以下を内容とする第5項の3を追加する：

「5の3. 外国人に対して居住許可証が交付されたのち、内務分野の連邦行政機関の地方機関は、当該許可証交付日翌日までに、国家移民登録情報システム上に存在する情報にもとづいて、当該外国人が税務機関に登録されているかどうかを確認する。居住許可証を取得した外国人について当該情報が存在していなかった場合、当該地方機関は、当該許可証交付日翌日までに、当該外国人の移民登録に関する情報を自らの所在地を管轄する税務機関に送付する。外国人に対して居住許可証が交付された時点で当該外国人の移民登録に関する情報が存在していなかった場合には、当該情報の税務機関への送付は、当該外国人の移民登録の日の翌日までに行う。税務機関は、外国人の税務機関への登録が行われた日の翌日までに、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関に対して、外国人の税務機関への登録に関する情報を送付する。こうした情報交換は、統一省庁間電子連携システムおよびそれに接続される地域省庁間電子連携システムを用いて、または、個人データに関するロシア連邦の法が定める要求事項が遵守されることを条件として、電子的形態によるその他の方法で行う。」；

b) 第11条を以下の版に変更する：

「11. ロシア連邦に恒常的に居住する外国人は、その者が居住許可証を取得した日から1年（本条および本連邦法第9条においては、「対象期間」）が経過した日から2カ月以内に、居住確認通知書を、内務分野の連邦行政機関の地方機関に直接、またはその者の居住地（居住地がない場合は、その者の滞在地）を管轄する管轄下企業もしくは管轄機関経由で、または配達証明付き書留郵便で、または統一国家・地方自治体サービスポータルを用いて電子文書の形で、提出しなければならない。18歳未満の、または18歳に達していて行為能力を喪失しているもしくは制限されていると認められた外国人については、居住確認通知書の提出は、その者を扶養している親（養親、後見人、保佐人）が行う。

ロシア連邦に恒常的に居住する外国人は、本条に別段の定めがないかぎり、次に掲げる文書のいずれか1つまたは複数、居住確認通知書に添付する：

雇用主から提供された、対象期間に当該外国人が受け取った所得額の証明書；

前暦年中における当該外国人の所得の額およびその支払元を証明する所得税申告書の写し。ただし、当該外国人は当該申告書の写しを内務分野の連邦行政機関の地方機関に対して提出しなくてもよい。その場合は、当該外国人の所得に関する情報は、居住確認通知書にもとづき、統一省庁間電子連携システムを用いて税務機関に照会される；

ロシア連邦に恒常的に居住する外国人が本連邦法第13条第8項の4にしたがって労働活動を行っている場合には、対象期間について、ロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがった当該外国人の扶養のもとにある家族の各成員を考慮しての個人所得税の定額前払い納付がなされていることを証明する文書；

当該外国人がロシア連邦領内に所在する銀行における預金（口座残高）の金利として前暦年中に受け取った所得額（当該外国人の後見〔保佐〕のもとにある18歳未満の子の名義で開設されたこれらの銀行における名目口座にもとづく金利である所得をのぞく）を証明する文書；

当該外国人がロシア企業における出資持分からの配当として前暦年中に受け取った所得、当該外国人が有価証券にもとづく利息（クーポン、割引）として前暦年中にロシア連邦において受け取った所得、ならびに当該外国人が有価証券にかかわるオペレーションおよび金融派生商品にかかわるオペレーションにもとづいて前暦年中にロシア連邦において受け取った、ロシア連邦税法典第214条の1、第214条の3および第214条の4に定める手順にしたがって正の値の財務結果であると算定された所得の金額を証明する文書；

当該外国人の所得であって、ロシア企業の経営機関（取締役会またはその他の類似の機関）メンバーとして前暦年中に取得した報酬その他のこれに類する支払金の金額を証明する文書；

当該外国人が、一時的労働不能の場合に対する、および母性保護に関連する強制社会保険の給付金（一時的労働不能手当、妊娠出産手当、月次育児手当、出産一時金）として前暦年中に受け取った所得額を証明する文書。

ロシア連邦に恒常的に居住する外国人であって18歳未満の、または18歳に達していて行為能力を喪失しているもしくは制限されていると認められた者を扶養している親（養親、後見人、保佐人）は、本項第3段落、第4段落および第6～9段落に掲げる文書のうちのいずれか1つ、または当該の親（養親、後見人、保佐人）がこうした場合に考慮されるべき所得を得ている場合にはそれらにかかわる文書、またはロシア連邦税法典第227条の1に定める手順にしたがった、当該の被扶養外国人を考慮に入れての個人所得税の定額前払い納付を対象期間内に行ったことを証明する文書を、居住確認通知書に添付する。

本条第2項第7号の1、第8号および第20号にしたがって居住許可証を取得した、ロシア連邦に恒常的に居住する外国人、ならびに本連邦法第9条第1項第8号第3～10段落および第5項に掲げる外国人は、本項第3段落、第4段落および第6～9段落に掲げる文書のうちのいずれか1つ、またはその者がこうした場合に考慮されるべき所得を得ている場合にはそれらにかかわる文書を、居住確認通知書に添付する。

税務機関は、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関、管轄下企業、または国家機関として設立された管轄機関の照会に応じて、統一省庁間電子連携システムを用いて、外国人が受け取った所得額に関する情報を提供する。この情報は、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関によって、本連邦法に定める目的にのみ利用されるものとし、諸連邦法に定める場合以外には開示されない。

内務分野の連邦行政機関の地方機関は、本連邦法第9条第1項第8号が定める、外国人の所得の有無および所得の水準を検証する。

ロシア連邦に恒常的に居住する外国人が対象期間内に複数の雇用主のもとで労働活動を行った場合、所得額を確認するためには、本項第3～5段落に定める文書すべてを合算するものとする。

正当な理由がある場合には、外国人は、本項に掲げる文書、および所定の期限内に当該通知書の提出が不可能であること証明する文書を添付して、より遅い期日で、ただし、居住許可証取得日から1年が経過した日から6カ月以内に、居住確認通知書を提出してもよい。」；

b) 第13項において、「本条第11項に掲げる通知書」という文言を「居住確認通知書および本条第11項に掲げる文書」という文言に変更する；

8) 第9条において：

a) 第1項第8号を以下の版に変更する：

「8) 居住許可証交付日からの1年間に、ロシア連邦の法に定める手順により労働および（もしくは）企業活動を行わなかった、または上記の1年間に当該外国人が当該活動実施により得た所得および（もしくは）それに先立つ1年間における本連邦法第8条第11項第6～9段落に掲げる所得の額が、報告対象期間の月平均値で、当該の外国人およびその家族の各成員のための最低生活費に地域係数を乗じた値よりも小さかった、および（または）、当該外国人が本連邦法第13条第8項の4にしたがって労働活動を行っていて、ロシア連邦税法第227条の1に定める手順にもとづいたロシア連邦においてその者の扶養のもとにある家族の各成員を考慮に入れたうえでの個人所得税の定額前払い納付を行わなかった。

本号の効力は、以下に掲げる外国人に対して適用される：

ロシア連邦の職業教育機関において対面方式によって修学中の者；

ロシア連邦の高等教育機関において対面方式によって修学中の者；

ロシア連邦の学術機関において対面方式によって修学中の者；

年金受給者である者；

労働不能と認められている者、および同人の18歳未満の子；

18歳未満の者または18歳に達していて、行為能力を喪失しているもしくは限定されていると認められた、ロシア連邦の国籍を有する親（養親、後見人、保佐人）に扶養されている者；

ロシア連邦にとっての利益となると認められたことに鑑みて居住許可証を取得した者；

連合国家の創設に関するロシア連邦の国際条約の締結国の国民および同人の家族；」；

b) 以下を内容とする第8項の4-2、第8項の4-3を追加する：

「8の4-2. 本連邦法第8条第2項第11号に示した、居住許可証交付後6カ月以内に就労し、労働活動実施期間について計算したその所得が所定の要求を満たしているような外国人の居住許可証は、本条第1項第8号に定める場合にも取り消されない。

8の4-3. 対象期間中にその労働関係が終了し、その終了後3カ月以内の対象期間内に新たな雇用者の元で就労した外国人に交付されていた労働許可証は、対象期間内における労働活動実施期間について計算した同人の所得額が所定の要求を満たしているのであれば、本条第1項第8号に定める場合にも取り消されない。」；

9) 第13条において：

a) 第8号の：

第1段落を以下の版に変更する：

「8. 本連邦法第13条の3第1項第2段落にしたがって労働活動実施のために外国人を起用または利用した場合をのぞき、労働活動実施のために外国人を起用または利用した雇用者または役務（サービス）発注者は、内務分野の連邦行政機関の、当該外国人が労働活動を実施する場所が所在するロシア連邦構成主体における地方機関に、労働契約または役務遂行（サービス提供）民事契約の締結および終了（破棄）について、当該契約の締結または終了（破棄）の日から3労働日以内に、通知しなければならない。」；

第6段落を以下の版に変更する：

「内務分野の連邦行政機関の地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関は、ロシア連邦各構成主体において住民の雇用問題を所轄する行政機関との間で、雇用者および役務（サービス）発注者による労働活動実施のための外国人起用についての情報を交換する。」；

以下を内容とする第7～9段落を追加する：

「ロシア連邦の年金・社会保険基金は、強制年金保険および強制社会保険制度における個別（個人別）管理についての法律にしたがって雇用者から提供された外国人の労働活動についての情報を、統一省庁間電子連携システムを用いて、内務分野の連邦行政機関の地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関に引き渡す。

税務機関は、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関の照会に応じて、統一省庁間電子連携システムを用いて外国人の所得額についての情報を提供する。この情報は、内務分野の連邦行政機関またはその地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関によって、本連邦法に定める目的にのみ利用されるものとし、諸連邦法に定める場合以外には開示されない。

本項に定める情報交換は、統一省庁間電子連携システムおよび同システムに接続された地域省庁間電子連

携システム、または、個人データに関するロシア連邦の法律が定める要求を遵守することを条件として、電子的形態によるその他の方法で行う。」；

b) 以下を内容とする第8項の4を追加する：

「8の4. ロシア連邦国民である雇用者または役務（サービス）発注者は、一時的および恒常的にロシア連邦に居住している外国人を、本項第2段落に掲げる目的のために労働活動に起用する権利を有する。

一時的および恒常的にロシア連邦に居住している外国人であって、自然人の元で、個人的、家事上およびその他の企業活動の実施とは無関係の同様のニーズを満たすために労働活動を実施する者は、そうした労働活動実施開始日から10日以内に、内務分野の連邦行政機関の地方機関に直接、または管轄下企業もしくは管轄機関を通じて、または配達証明付き書留郵便もしくは統一国家・地方自治体サービスポータルを用いて電子文書の形で、雇用者または役務（サービス）発注者の元での当該労働活動の実施についての通知を送付する。

本項第2段落に掲げる通知には、雇用者または役務（サービス）発注者とロシア連邦に一時的または恒常的に居住している外国人との間で締結された労働契約または役務遂行（サービス提供）民事契約の写しが添付されるか、その契約が口頭で交わされた場合には当該の通知に役務遂行（サービス提供）民事契約に関する情報が記載される。

本項第2段落に掲げる通知を提出する書式および方法（電子的形式の場合を含む）は、内務分野の連邦行政機関によって定められる。」；

c) 以下を内容とする第13項を追加する：

「13. 税務機関は、統一省庁間電子連携システムを用いて、内務分野の連邦行政機関、および国家機関として設立された管轄機関に、1暦年の3カ月間、6カ月間、9カ月間および12カ月間に外国人が給与および保険料計算データにもとづいて同人に支給されるその他の報酬の形で受け取った所得の額についての情報を1暦年の上記各期間の終了から45暦日以内に、また特別税制「専門職所得税」が適用される外国人が1暦年間に受け取り、当該外国人によってモバイルアプリ「私の税金」に表示された所得についての情報を当該暦年終了後45暦日以内に、送付する。これらの情報は、内務分野の連邦行政機関およびその地方機関、管轄下企業、国家機関として設立された管轄機関によって、本連邦法に定める目的にのみ利用されるものとし、諸連邦法に定める場合以外には開示されない。

内務分野の連邦行政機関の地方機関は、ロシア連邦領内で労働活動を行っている外国人に、本項、本連邦法第13条の3第22項第6号および第7号、第18条第9項の1第2号および第3号に定める所得の有無、所得水準を検証する。内務分野の連邦行政機関の地方機関による、ロシア連邦領内で労働活動を行っている外国人に本項に掲げる所得の有無、所得水準の検証の手順および期限は内務分野の連邦行政機関によって承認される。」；

10) 第13条の2において：

a) 第1項を以下の版に変更する：

「1. 本連邦法においては、具体的な活動分野での業務経験、スキルまたは成果を有する外国人を、ロシア連邦での労働活動に同人を起用する条件として以下の額の給料（報酬）を受け取ることが想定されている場合、高技能専門家と認める：

1) 1暦月あたり35万8,500ルーブル以上－研究職員または教職員である高技能専門家について、ただし高等教育機関、国立科学アカデミーまたはその地方支部、国立研究センターまたは国立科学センターによって、科学研究活動、または国家の認証を受けているバカロレア課程、専門職学位課程、マスター課程、レジデント課程、アシスタント・インターンシップ課程でのもしくは大学院（軍、警察の大学院を含む）での研

究および研究教育人材養成課程における教育活動への従事に招聘された場合；工業生産型、観光レクリエーション型、港湾型経済特区、技術導入型経済特区の入居者（個人事業主をのぞく）ならびに、本条第5項第1号第2および第3段落に掲げられている、情報技術分野で活動し、ロシア連邦政府が定める手順により情報技術分野で活動する組織として国家承認文書を取得している組織（技術導入型経済特区の入居者としてのステータスを有する組織をのぞく）によって労働活動に起用された高技能専門家について；医療従事者、教職員、研究職員である高度技能専門家について、ただし国際医療クラスター域内での当該活動に従事するために招聘された場合；法人によってクリミア共和国および連邦市セヴァストポリ領内での活動を行うために労働活動に招聘された外国人について；連邦領「シリウス」の公権力機関の提案にもとづき、連邦領「シリウス」の優先的発展分野での活動を行う法人により労働活動に起用された外国人について；連邦法「イノベーションセンター『スコルコヴォ』について」にもとづいて「スコルコヴォ」プロジェクトの実施に参加する外国人について、および連邦法「イノベーション科学技術センターについておよびロシア連邦の個々の法令の改正について」にもとづいてイノベーション科学技術センターの創設および稼働実現プロジェクトの実施に参加する外国人について；

2) 1 暦月あたり71万7,000ルーブル以上－その他の高技能専門家について。」；

b) 第1項の4の「第1項第1号、第1号の1または第2号の1」という文言を「第1項」という文言に、第1号の当該号」という文言を「第1項」という文言に差し替える」；

c) 以下を内容とする第1項の5を追加する：

「1の5. 高技能専門家と認定された外国人の賃金の額は、諸組織従業員の前年の月平均額面賃金増加率に合わせて毎年スライド調整される。

高技能専門家と認定された外国人の賃金のスライド係数は、賃金分野の国家政策策定と実施および法的規制の機能を遂行する連邦行政機関によって定められる。」；

d) 第5項第1号第3段落の「ロシア連邦の科学・技術・機器発展の国家優先部門」という文言を「科学技術発展の優先部門」という文言に差し替える」；

11) 第13条の3において：

a) 第7項の第1段落を以下の版に変更する：

「7. 外国人は、同人が本条第1項第1段落に掲げる雇用者または役務（サービス）発注者のもとで労働活動を行う場合をのぞき、労働パテント交付日から2カ月以内に、労働活動実施通知を、労働パテントを交付した内務分野の連邦行政機関地方機関に直接、または管轄下企業もしくは管轄機関経由で、または配達証明付き書留郵便で、または統一国家・地方自治体サービスポータルを用いて電子文書の形で、送付しなければならない。」；

b) 第22項に以下を内容とする第6号および第7号を追加する：

「6）外国人について、本連邦法第13条第13項に定める所得額の情報が存在しない場合、ただし当該外国人に労働パテントがはじめて交付される場合、またはもっぱら自然人の元で、個人的、家事上およびその他の企業活動の実施とは無関係の同様のニーズを満たすために労働活動を実施する場合をのぞく；

7）本連邦法第13条第13項にしたがって提出された、外国人が得た所得についての情報によれば、当該外国人の所得額が、提出された情報が対象とする期間の各月平均値で、当該の外国人および同人に扶養されている未成年児童各々のための最低生活費を地域係数で乗じた額よりも小さい。この規定は外国人に労働パテントがはじめて交付される場合、またはもっぱら自然人の元で、個人的、家事上およびその他の企業活動の実施とは無関係の同様のニーズを満たすために労働活動を実施する場合には適用されない。上記未成年児童が同時に外国人とその配偶者とともに扶養されていて、その両配偶者各々について本号に定める所得額について

の情報が入手されている場合、外国人の所得に関する本号に定める条件は、両名の所得の合計の上記のような家族各成員あたりの額にもとづいて検証される。」；

12) 第18条第9項の1を以下の版に変更する：

「9の1. 本条第9項に定める場合のほか、以下の場合にも外国人に対して労働許可証は交付されず、交付済みの許可証は取り消される：

1) 所定の手順により、当該外国人のロシア連邦での滞在（居住）が望ましくない旨の決定または同人のロシア連邦への入国不許可の決定が下された場合；

2) 外国人について、本連邦法第13条第13項に定める所得額の情報が存在しない場合、ただし、その外国人に対して労働許可証がはじめて交付される場合をのぞく；

3) 本連邦法第13条第13項にしたがって提出された所得額についての情報によれば、外国人の所得額が、提出された情報が対象とする期間の各月平均値で、当該の外国人のための最低生活費を地域係数で乗じた額よりも小さい場合。この規定は、外国人に対して労働許可証がはじめて交付される場合には適用されない。」；

13) 第31条において：

a) 以下を内容とする第1項の1を追加する：

「1の1) 本連邦法第5条第9項の1にしたがって外国人の一時滞在期間が短縮された場合、その外国人は一時滞在期間短縮決定の発効日から3日以内にロシア連邦から退去しなければならない。」；

b) 第3号の「第1項」という文言を「第1項、第1項の1」という文言に差し替える；

14) 第31条の2第2項において：

a) 第7号に、「本項第7号の1に別段の定めがない限り、」という文言を追加する；

b) 以下を内容とする第7号の1を追加する：

「7の1) 本連邦法第5条第9項の1に定める場合に下される、一時滞在期間の短縮決定の発効日から。この決定は内務分野の連邦行政機関またはその地方機関によりそれが下された日から15暦日が経過した時点で発効する；」。

第2条

1. 本連邦法は、本条において他の発効時期が定められている条項をのぞき、2027年1月1日に発効する。

2. 本連邦法第1条第9項「c」号は、2026年10月1日に発効する。

3. 本連邦法第1条の第3項「c」号、第10項および第13項は2027年3月1日に発効する。

4. 本連邦法第1条の第4項「b」号第13段落、第7項「b」号第13段落、第9項「a」号第4、第5、第6、第8および第9段落は、本連邦法の公布日から90日が経過した時点で発効する。

5. 2002年7月25日付連邦法115-FZ号「ロシア連邦における外国人の法的地位について」（本連邦法による改訂版）の第4条第3項第2段落、第5条第9項の1、第13条の3第22項第6号および第7号、第18条第9項の1第2号および第3号の規定は、当該連邦法第13条第13項に定められていて、2027年以降の暦年の相応の時期について提出された（提出されなかった）情報に対して適用される。

6. 2002年7月25日付連邦法115-FZ号「ロシア連邦における外国人の法的地位について」（当該連邦法第13条の2が発効するまで有効であった版）第13条の2に定める手順により、2027年3月1日までに労働許可証を取得していた外国人は、ロシア連邦から出国することなく当該連邦法の規定にしたがい労働パテントま

たは労働許可証を取得することができる。ビザの取得を必要とする形でロシア連邦に入国し、上記の形で労働許可証を取得した外国人に対しては、雇用者の申請により、労働許可証有効期間分の一般数次就労ビザが発給される。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年7月26日

第241-FZ号